

～手賀の杜自主防災組織発足～

1. はじめに

平成 25 年 10 月 12 日手賀の杜自治会役員会にて「手賀の杜自主防災組織」発足が正式に承認されました。当組織発足に際し自治会会員皆様のご尽力頂き誠に感謝申し上げます。

さて、この発足により手賀の杜自主防災活動が開始となりますが、自治会会員皆様の防災知識向上を目的に、『手賀の杜自主防災だより』を定期的に発行して行きます。

第 1 号となる今号は、自主防災組織についての必要性、役割についてご紹介致します。

2. 自主防災組織の必要性

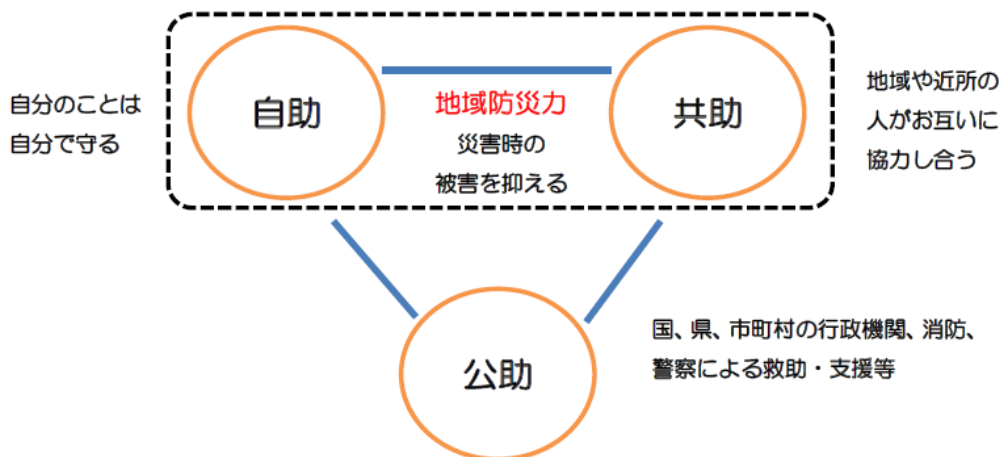
災害対策の基本的なことを定めているものに、災害対策基本法という法律があります。国、県、市町村、防災関係機関は、この法律に基づき防災対策を行うこととなります。

この法律では、防災対策について、国、県、市町村がその主体であることを規定しており、予防、応急対策、復旧・復興については行政が責任を負うこととなっています。

しかし、多くの大規模災害時には、国、県、市町村及び防災関係機関による対応、いわゆる「公助」のみの対応では限界が生じることもあり、迅速な応急対策が難しい場面も想定されます。そのときに、いつ来るかわからない「公助」対応を待っているままでは、被害が拡大するばかりです。そのような時こそ、自分のことは自分で守る「自助」と、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が重要になります。

阪神淡路大震災では、「自助」「共助」により多くの方が救出されたことはよく聞くことですが、しかしながら「自助」だけでも限界があります。そこで「自助」の集合体である「共助」の力がまさに必要となるのです。地域で協力し合う体制・活動である「共助」は、自主防災組織がその中心的な役割を果たすこととなります。

自主防災組織は、まさに「地域の助け合い」であり、災害対応や被害の軽減に非常に大きな役割を果たすものです。また、自主防災組織を通じて、失われがちな地域の連帯感を再認識する役割も併せ持つことから、まさに「自主防災組織」は非常に重要な組織であるといえます。



3. 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識、自覚、そして住民同士の連帯感に基づいて自主的に結成する組織であり、災害への備えや被害を減らすための活動を行います。



これは、災害対策基本法にも「住民の隣保共同（※）の精神に基づく自発的な防災組織」として規定されています。

自主防災組織は、「共助」の中核に位置づけられるものであり、「共助」＝「自主防災組織」と言っても過言ではないものです。それほどまでに重要な組織であります。

※ 隣保共同って？

隣保共同とは、「隣り近所の家々や人々がそれぞれの役割を分担しながら、力・心を合せて助け合う」ことです。

隣保・・・となり近所との日常的なつながり

共同・・・役割を分担しながら、力・心を合せて物事にあたること

→つまり、自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力し合える組織としての活動が求められているのです。

4. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際に、組織（地域住民）が迅速・的確に行動し、災害による被害を少なくするために、日ごろから地域の点検や危険個所の把握、地域住民への防災意識・知識の普及、防災訓練の実施、防災資機材の整備などを行い、地域で災害に備えるための主体的な役割を持ちます。

また、実際に災害が発生した場合には、情報の収集を行い、住民に迅速且つ正確に伝え、初期消火活動、救出救護活動、避難誘導、地域内の要援護者への対応、避難所の運営（市職員と連携）など、非常に重要な役割を担っています。

5. おわりに

次号からは、手賀の杜自主防災組織の活動内容及び、防災に関する情報を掲載していきます。“自主防災活動は、自治会会員皆様一人一人が主役”です。防災知識向上を高め「防災まちづくり」に積極的な参加をお願い致します。

尚、自主防災組織委員を随時募集しておりますので、ご協力頂ける方は、自治会防犯防災部、自治会班長または、自主防災組織委員にお伝え下さい。

